

岡山市社会福祉協議会切山基金活用による  
コロナ禍での地域福祉活動応援助成事業（令和4年度）実施要領

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済的な困窮、社会的な孤立が深刻化している。これらの影響により生じる諸課題を解決するため、福祉活動に取り組む団体の活動を応援することを目的に助成事業を実施する。

2. 助成対象団体

新型コロナウイルス感染症の影響による、経済的な困窮、社会的な孤立の深刻化にともなう諸課題や、新たに生じた課題の解決に取り組む、次の各号をすべて満たす団体。また、助成金の交付は、1団体につき1回に限るものとする。

- ①NPO法人、町内会、ボランティアグループ等（法人格の有無は問わない）
- ②岡山市内で主たる活動をしている団体
- ③団体の規約等を有していること
- ④政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体
- ⑤反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

3. 助成対象活動

次の各号すべてを満たす活動を対象とする。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響による、経済的な困窮、社会的な孤立の深刻化にともなう、地域での福祉課題解決に取り組む活動
- ②感染症予防対策を徹底した活動
- ③令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施する活動

※対象とならない事業

- ①営利を目的とした活動
- ②団体内の親睦を主な目的とした活動
- ③活動場所が岡山市外の活動
- ④本助成事業の目的にそぐわない活動

4. 助成額

助成額の上限は1団体につき10万円を限度額とする。

5. 助成対象経費

助成金の対象経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費のうち他の助成金、利用料等で賄えない経費とする。但し、以下の費用は、助成対象経費としない。

- ①人件費、家賃、団体運営のための賃借料・光熱費等
- ②団体員への謝礼金等
- ③単価 3 万円を超える物品の購入費
- ④テレビ・パソコン・デジタルカメラ・プリンターなど汎用性のある物品の購入費
- ⑤その他、助成事業に直接結びつかない費用

## 6. 申請方法

申請書(所定の様式)に必要事項をご記入のうえ添付書類を添えて本会へ提出すること。  
(郵送可)

## 7. 申請期限

令和4年10月25日(火)【必着】

## 8. 助成金の決定

本会において原則各月25日までの申請分を翌月に審査し助成金交付の可否を決定する。  
また、審査結果については、申請団体へ通知をする。なお、助成事業に変更が生じた場合は、速やかに本会へ連絡すること。

## 9. 事業報告

助成事業が完了後、2週間以内に実施報告書(所定の様式)及び領収書の写し、事業実施が確認できる資料(写真、チラシ等)を提出すること。

なお、余剰金が生じた場合は、速やかに返還届を提出し助成金を返納する。また、虚偽の申請、助成金の目的外使用、未執行についても同様とする。

## 10. 申請・問い合わせ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町1-1-1

社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

TEL: 086-222-8619

FAX: 086-222-8621

E-mail: [chiiki@okayamashi-shakyo.or.jp](mailto:chiiki@okayamashi-shakyo.or.jp)

## 11. その他

本助成は、岡山市社会福祉協議会切山基金を活用して実施する。

本事業は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程に準拠する。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 岡山市社会福祉協議会切山基金について

故切山須美子様からの「私の経験では一人での介護は心細く寂しい思いをしました。介護する方で配偶者・兄弟姉妹や子供、親族の助けのない生活が困窮する独り身の方の支援になればと切に願ひこの資金を残しました。」という遺言に基づき設立された岡山市社会福祉協議会切山基金を活用し、岡山市内の日常生活に困難を抱え援助が必要な方が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていけるためのより良い支援を実現する目的で運用されています。

#### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。